

環 廃 第 172 号

平成 30 年 5 月 10 日

(公社) 静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

平成 30 年度ごみ削減推進キャンペーンの実施について (依頼)

日頃より、ごみの散乱防止及びごみの削減や 3 R の推進について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、別添「平成 30 年度ごみ削減推進キャンペーン実施計画」により、今年度もごみ削減推進キャンペーンを実施することとしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様への周知及び地域の散乱ごみ一斉回収の清掃活動等への参加について、特段の御協力をお願いします。

担 当 資源循環班 遠藤

電 話 054-221-2137

F A X 054-221-3553

平成 30 年度ごみ削減推進キャンペーン実施計画

1 目的

県民総参加による循環型社会の形成を目指し、本県の誇る恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐためには、環境に配慮した行動の気運を醸成するとともに、身近な地域の住民参加によるごみ削減や環境美化、リサイクル推進の取組が必要である。

このため、静岡県では市町、各関係機関・団体と連携し、県内各地で「ごみ削減推進キャンペーン」を展開する。

2 実施主体及び参加機関

実施主体：静岡県

参加機関（予定）：市町、関係団体・機関

3 実施期間

5月30日（ごみゼロの日）～6月5日（環境の日）

（ごみ減量・リサイクル推進週間／全国ごみ不要投棄監視ウィーク）

ただし、地域の実情により、この期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。

4 実施内容

(1) ごみ削減推進キャンペーン

実施主体及び参加機関は、ごみ減量やリサイクル推進に関する以下の取組を行うものとする。

なお、市町における事業の実施例については、別紙1を参照のこと。

ア 広報誌等による啓発普及、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する広報活動

イ ごみの集団回収イベント（クリーン作戦）の実施

ウ 古物市（フリーマーケット）の開催

エ 研修会や学校における出前授業の実施

オ 清掃センター等関係施設の見学会の開催

カ 作文・絵画コンクールの開催

キ その他これらに類する事業

(2) 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

当該期間は、全国ごみ不法投棄監視ウィークも実施しているため、実施主体及び参加機関は、3Rの推進と不法投棄等の防止の取組を総合的に行うものとする。

(3) 産業廃棄物適正処理推進功労者知事褒賞表彰式

県は、産業廃棄物の減量化、再生利用、これらの技術開発、不法投棄の防止など産業廃棄物の適正処理の推進に功績を上げた企業等を対象として県知事表彰を行う。（平成30年6月6日開催予定）

5 実施結果の報告（市町のみ）

キャンペーン終了後、市町は別紙様式（エクセルファイル）により、平成30年7月2日（月）までに県廃棄物リサイクル課あて実施結果を報告する。必要に応じて、別紙2「回収空き缶個数の決定方法について」を参照する。

ごみ削減推進キャンペーン市町取組の実施例

* キャンペーン事業は、環境美化活動のほか不法投棄防止活動やリサイクル推進活動など、ごみ削減や3R推進に繋がる取組を幅広くとらえてください。全国ごみ不法投棄監視ウィーク、河川・海岸美化運動及び環境月間の事業との重複実施も可です。

* 定期的に行っている地域の清掃活動も、キャンペーン期間やその前後の期間で実施を強化する場合は、キャンペーン事業の対象としてください。

1 広報誌等による啓発普及、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する広報活動

広報誌、ホームページ、ポスター、リーフレット、懸垂幕、立看板等による普及啓発や広報の実施

2 ごみの集団回収イベント（クリーン作戦）の実施

住民及び地域団体（環自協、町内会、婦人会、青年団、老人クラブ、子ども会等）と協力した散乱ごみや空き缶等の一斉清掃活動の実施

(1) 重点地域徹底型

各地区、公園、海岸・河川、主要道路、観光地等の清掃活動

(2) クリーンハイキング型

オリエンテーリング、ハイキングによる清掃活動

(3) 散乱状況実態調査型

各地区に依頼し、地区ごとの散乱状況を調査しながらごみの回収を行い、散乱状況マップを作成する等の取組

3 古物市（フリーマーケット）の開催

4 研修会や学校における出前授業の実施

5 清掃センター等関係施設の見学会の開催

6 作文・絵画コンクールの開催

7 その他これらに類する事業

(1) 一般住民を対象とした講演会、パネル展、映画会等の開催

(2) 街頭キャンペーンによる意識啓発

地域団体（環自協、町内会、子ども会、その他関係団体等）とともに、投げ捨て防止や不法投棄防止等などの街頭キャンペーンを実施

回収空き缶個数の決定方法について

回収空き缶個数の把握方法は、市町によって様々な方法が考えられますが、回収個数が判明し難い場合は、以下の方法により算出してください。

1 総個数の計算

(1) 重量による把握の場合

$$\text{回収重量} / 25.3 \text{ g} = \text{回収空き缶個数 (個)}$$

(2) 体積による把握の場合

$$1 \text{ 立米} = 2,100 \text{ 個}$$

(3) トラック等による把握の場合

$$1 \text{ トン車に標準的な嵩比重で搭載した場合} = 3,150 \text{ 個}$$